

今、特に正議大夫陳賦を遣わし、長史蔡廷会等どもと共に表箋文各一通を齎しむ。義字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤・金光銀靴鞞腰刀二把・金結束黒漆鞞金起沙魚皮紋靴腰刀二把・鍍金銅結束皮包靴皮紮靴腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靴鞞鞍刀六把・束香一百斤・象牙二百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 陳賦

使者一員 馬説古

通事一員 梁炫

人伴十七名

存留在駅使者二員 馬普度 麻南庇 人伴四名

存留在駅通事一員 陳繼成 人伴二名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒一千斤

嘉靖二十六年（一五四七）三月初七日

右の符文は正議大夫陳賦・通事梁炫等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢謝恩等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖二十六年十一月癸未の条に記事がある。

(1) 梁炫 生没年不詳。久米村呉江梁氏（亀嶋家）。渡明は七回、官は正議大夫に至る（『家譜（二）』七五八頁）。

(2) 存留在駅使者 存留在船使者の誤りか。ここに記される馬普度は、嘉靖二十七年一月二十八日付（三〇〇七）に使者として記載されており、本文書の船と共に帰国したと思われる。

(3) 存留在駅通事 存留在船通事の誤りか。存留通事（二二七一〇）注（3）参照の異表記としての存留在駅通事がみられるのは清代になってからである。ここに記される陳繼成は、嘉靖二十七年一月二十八日付（三〇〇七）に通事として記載されており、本文書の船と共に帰国したと思われる。

(4) 陳繼成 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）六世。渡明は五回を数える（『家譜（二）』四八九頁）。

1-25-26

国王尚清の、進貢謝恩のため長史蔡廷会等を遣わす符文

（一五四七、三、七）

琉球国中山王尚清、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫陳賦を遣わし、長史蔡廷会等どもと共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬六匹・硫黄一万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得し

むる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡廷会

使者一員 鄔每嘉尼

通事一員 鄭憲

人伴十七名

存留在船使者二員 越都 馬勃度

存留在船通事一員 蔡朝器

人伴七名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒二千斤

嘉靖二十六年（一五四七）三月初七日

右の符文は長史蔡廷会・通事鄭憲等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 符文

注（1）蔡廷会 この進貢の際、給事中黄宗燦に私交して贈賄したこ

とが發覚したが、貢使の故をもつて罰は賞賜の削除のみにと

どまり、罪は正使陳賦に及ばなかった（『明実録』嘉靖二十六

年十二月辛亥の条）。

（2）鄭憲 生没年不詳。久米村鄭氏（村田家）七世。正議大夫（家

譜（二）九四五頁）。

（3）蔡朝器 一五二五—一八七七年。喜友名親雲上。久米村蔡氏（儀
問家）七世。渡明六回、官は正議大夫に至る（『家譜（二）』

二五五頁）。

（4）七名 対応する執照（三〇—〇六）には六名とある。

1-25-27

国王尚清の、進貢のため正議大夫梁頭等を遣わす符文

（一五四九、二、一三三）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁頭を遣わし、長史蔡廷美等と共に、表箋文

各一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五

千斤を装載して京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せ

しむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざる

を得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁頭

使者一員 金城

通事一員 梁炫

人伴十七名

存留在船使者二員 馬普度 麻山魯

存留在船通事一員 陳継成

人伴六名